

Brexit Newsletter - vol.143

Deloitte UK 日系企業サービスグループ
7th January 2021

Overview

英国とEUは2020年12月24日、2016年に行われた国民投票から4年に渡る交渉の末、通商協定に合意した。当該合意は、将来における確実性と安定した2021年のスタートをビジネスにもたらした。

Brexitに関する主な動き等は以下の通りである。

英国とEUの通商協定は、数カ月に及ぶ交渉の間、公正な競争条件、漁業権、協定の構成に関して膠着状態に陥っていたが、クリスマス直前に合意に至った。Boris Johnson 英首相と Ursula von der Leyen 欧州委員長は、12月を通して合意の成立に向けた取組みを継続した。英国とEUの間の4年に及ぶ協議の集大成となる通商協定の成立は、多くの企業に安堵感を与えただろう。合意内容の大半は予想どおりのもので、企業は何カ月もの間それに備えてきた。2020年のはじめに英国とEUの双方が交渉のマンデートを公表していたことで、少なくとも最善のシナリオの形は見えていた。EU側は単一市場の基礎である自由を守ろうとした一方で、英国は国際義務に伴う国家主権の侵害を制限することを最優先とした。いずれについても、それぞれの目標は達成できたといえるだろう。

現在、Deloitteの専門家が全1,246ページにも及ぶ法的文書の各章を検証中である。合意の内容を正確かつ詳細に理解するには時間を要するが、最も注目すべき点を以下に挙げる。

- 関税：この広範囲にわたる協定では、貿易は関税・割当ゼロとなっている。しかし、企業がその資格を得るには「ローカル」コンテンツの割合に関する厳しい原産地規則を満たさなければならない。電気自動車部品等の一部の分野では、基準が段階的に引き上げられる。
- 通関手続：円滑化に関しては、認定事業者制度（AEO）の相互承認や、港湾でのRORO（ロールオン・ロールオフ）船による貿易の管理等が合意されている。
- 製品規格：適合性評価に関する相互承認はない。つまり、多くの英国製品は将来的に2種類の評価基準を満たす必要が出てくる。
- サービス：サービスの市場アクセスに関する広範囲にわたる条項には、外国サプライヤーの無差別待遇や、現地拠点要件の禁止等が含まれている。しかし、多くのEU加盟国における法律サービス等の特定分野は例外とされており、将来的には非常に複雑で寄せ集めの規則となることが予想される。
- 金融サービス：同等性評価に関して個別の合意はなされていないが、今回の協定では2021年3月までに双方が規制協力の枠組みに合意するとされている。ただし、金融サービス市場へのクロスボーダーアクセスについては、詳細はほとんど示されていない。
- 航空：旅客・貨物の空輸については概ね制限はないが、英国の航空会社はEU域内の2地点間を発着する便（ポイント・ツー・ポイント）を運行することはできなくなる。EUの航空会社が議決権をコントロールするか、株主構成の変更を行う必要がある。
- 物流：認可の取得要件はなく、英国とEUの領域内ではいずれにおいてもさほど影響を受けることなく事業を継続できる。ただし、カボタージュ制度に基づき「ドロップオフ・ピックアップ」の回数は制限されることになるだろう。
- データ：十分性認定は含まれていないが、正式な十分性認定評価が行われている間は、暫定的につながる協定が適用される。今回の協定にはデータローカライゼーションの強制を禁止する条項も含まれている。



Contact us:

日高 大雅 / Hiromasa Hidaka
JSG UK Brexit Leader
Tax Director

Tel: +44 (0)20 7007 6589
Email: hhidaka@deloitte.co.uk

土田 昭夫 / Akio Tsuchida
Consulting Senior Advisor

Tel: +44 (0)20 7303 5093
Email: akiotsuchida@deloitte.co.uk

大谷 幸弘 / Yukihiko Otani
Banking and Capital Markets
Partner

Tel: +44 (0)20 7007 2024
Email: yootani@deloitte.co.uk

三浦 有裕 / Yusuke Miura
Banking and Capital Markets
Senior Manager

Tel: +44 (0)20 7303 2829
Email: ymiura@deloitte.co.uk

田中 恵 / Megumu Tanaka
UK Restructuring Senior Manager

Tel: +44 (0)20 7303 8447
Email: mtanaka@deloitte.co.uk

高橋 優斗 / Yuto Takahashi
FA Assistant Director

Tel: +44 (0)20 7303 6927
Email: yutotakahashi@deloitte.co.uk

中辻 達雄 / Tatsuo Nakatsuji
JSG Associate Director

Tel: +44 (0)20 7007 9778
Email: tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk

大橋 英生 / Hideo Ohashi
JSG Associate Director

Tel: +44 (0)20 7007 2221
Email: hohashi@deloitte.co.uk

- 移動：EU 加盟国を出発地・目的地とする短期の商用旅行は、180 日毎に 90 日まで認められる。また、企業内転勤者、請負サービス業者、自営業者に対する支援も含まれている。就労許可に関しては、旅行者は個々の加盟国の規則に従うことになる。また、移住に関する規則も国ごとに確認する必要がある。
- 専門資格の相互認定（MRPQ）：相互認定の枠組みは確立されたものの、2021 年 1 月 1 日から新たに認定される資格はない。
- エネルギー、通信、配送サービス、化学品、医薬品等の様々な分野についても合意がなされている。
- 北アイルランド：今回の協定とは別に、北アイルランド議定書に基づく特別規則がある。北アイルランドではこの規則に基づき、物品には引き続き EU の規則が適用される。一部未確定のものもあるが、特にグレートブリテン島から北アイルランドに持ち込まれる物品に関する重大な変更であるうえ、読み解かなければならない規則は他にもある。



ビジネスにとっての意味

当該協定はビジネスに対し、必要とされていた確実性と、協定なしの離脱となった場合と比べてより安定した 2021 年のスタートをもたらした。とはいえ、細かな検討事項はまだ多くあり、今後の貿易情勢にとって大きな変化となるため、これを過小評価してはならない。

早急な実務上の変更が多く要求されており、英国政府のウェブサイトや HMRC が公開している大量のガイダンス文書等を通じて広く通知されている。当該協定の一部として移行期間を求める声は多かったものの、合意はなされなかった。今回の変更には次の事項が含まれる。

- 2021 年 1 月 1 日から、EU の国境管理が復活した。英国から EU に持ち込まれる物品は、原産地証明を含む税関申告が必要になる。EU から英国に持ち込まれる物品については、6 カ月をかけて段階的に国境管理が導入される。
- 北アイルランドについては、グレートブリテン島から持ち込まれ、かつ EU 域内に移動する可能性がある（at risk）とみなされる物品に対して EU の関税が適用される等、特別な規則が適用される。
- EU 側の規制上の観点から英国を第三国とみなし、製品や製造基準について、企業に対し EU と英国双方の承認を得るための追加手続きを求めるものがある。これは特に EU の衛生植物検疫（SPS）規則の対象となる食品に当てはまる。
- 英国のサービス、特に国営のサービス企業が EU の単一市場へ自動的にアクセスできる権利は失われる。こうした企業は、当該協定に留保事項がある一部の EU 加盟国において、子会社を設立しなければならない可能性がある。
- 本協定には専門資格の新たな相互認定は含まれていない。但し、当初の離脱協定で合意されていた条項が利用できる。
- 付加価値税（VAT）と源泉税の適用に変更が生じる。国境において VAT の支払いが生じたり、簡易手続きが失効したり、新たな登録や手続きの対象となる場合がある。
- 今回の FTA は、英国とトルコの貿易にとって朗報であった。トルコには EU との関税同盟の制約があり、英国と EU の間で通商協定が成立しなければ、移行期間終了後のトルコとの貿易には WTO の条項（最恵国待遇税率）が適用されることになっていた。英国と EU との協定合意を受け、トルコとの協定は 12 月の最終週に締結された。これまで EU との FTA に基づき行われてきた貿易の 99% をカバーする協定を英国政府がトルコと締結できたことは、ビジネスにとって喜ばしいことであった。継承協定の合意・発行が間に合わなかった一部のアフリカ諸国と物品貿易を行っている企業は、関税や市場アクセスについて注意する必要がある。



This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

© 2021 Deloitte LLP. All rights reserved.